平成26年9月30日 規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市協働によるまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 本市における協働によるまちづくりの推進に関すること。
  - (2) 次に掲げる施設の指定管理者の選定に関すること。
    - ア なは市民活動支援センター(なは市民協働プラザの建物等のうち市長が必要と認める部分の維持管理を含む。)
    - イ 那覇市共同利用施設

(組織)

- 第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 協働によるまちづくりの関係団体に所属する者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員 を置くことができる。
- 4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員(議事に関係する臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席)
- 第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民文化部まちづくり協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会規則の廃止)

2 那覇市NP0活動支援センター指定管理者選定委員会規則(平成19年那覇市規則第45号)は、廃止する。